

## 個人事業主の「開業費」

Aさん

税理士のJunさん

個人事業主にとっての「開業費」とは何ですか？

「開業費」とは、「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。」と規定されています(所得税法施行令第7条第1項第一号)。

この「開業費」は、「繰延資産」に該当し、いつでも償却可能です(任意償却)。

つまり、毎年の償却金額及び償却期間を自由に決めることができますので、開業準備のための費用をもれなく把握し、その資料(請求書、領収書等)を残しておくことが重要です。

ちなみに、「繰延資産」は、「業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」(所得税法第2条第1項第二十号)が該当します。費用にもかかわらず、税務上は資産とみなされるもので、擬制資産と呼ばれることもあります。

この「開業費」と「減価償却資産」とは、どう違うのですか？

「減価償却資産」は、「建物及びその附属設備」「車両及び運搬具」「工具、器具及び備品」などの有形固定資産や「ソフトウェア」などの無形固定資産のうち、**取得価額が10万円以上**のものをいい、「開業費」とは別に、「減価償却資産」として資産計上します。

「減価償却資産」は、定額法などの減価償却の方法により、耐用年数にわたり、減価償却費として必要経費に算入していきます。

「開業費」には、具体的にどのようなものが該当するのですか？

例えば、開業準備のために支出した、次のような費用が該当します。

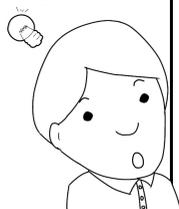
- ・ 10万円未満の備品や事務用品・消耗品などの購入費用
- ・ 電気、ガス、水道の料金(水道光熱費)
- ・ 車や電車などの旅費交通費
- ・ インターネットや電話などの通信費
- ・ 広告宣伝費
- ・ 土地、建物などの賃借料(地代家賃)



「開業費」は、確定申告の際、どのように記載すればよいのですか？

事業所得者で青色申告の場合、青色申告決算書(一般用)に次のように記載します。

	損益計算書(P1)	貸借対照表(P4)
初年度に全額経費算入する場合	「開業費」として全額を記入	—
初年度に全額資産計上する場合	—	「開業費」として全額を記入
2年目以降に経費算入する場合	「開業費償却」として償却額を記入	償却後の残額を「開業費」として記入



なるほど、「開業費」は任意に償却ができるので、利便性が高いことがわかりました。開業準備のための領収書をしっかり残しておきます。